

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 目 次

## 条 例

ページ

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 一

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (同) 一

## 条 例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第七十三号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

## 附 則

この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

## ○宮城県条例第七十四号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十一条の規定による手当を含む。」の下に「寒冷地手当」を加える。

第十九条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百

六十二・五」に改める。

附 則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は令和三年十二月一日から、第二条、第四条及び第六  
条の規定は令和四年四月一日から施行する。